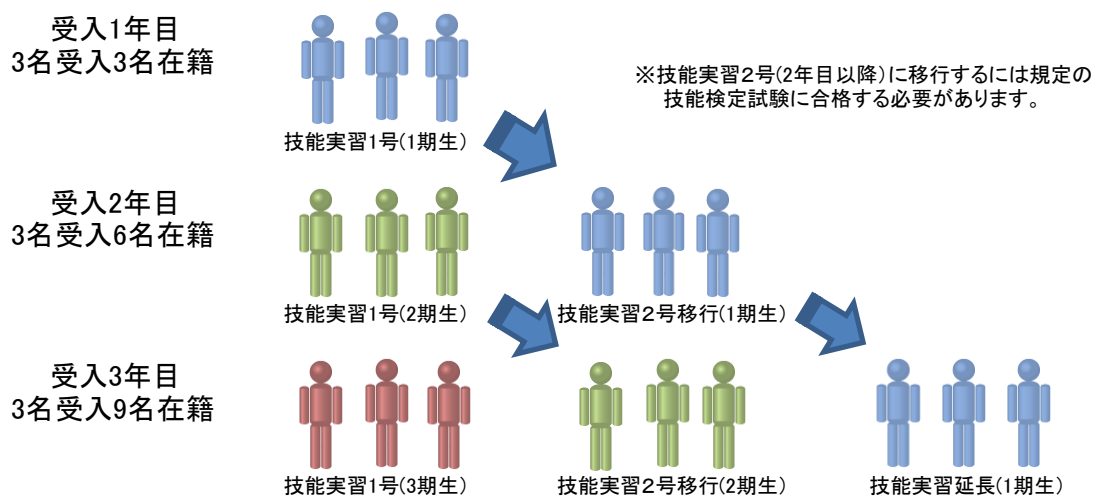


実習生受入人数枠について

原則として受入企業様の常勤従業員20名につき実習生1名の割合で受入が可能です。監理団体の傘下企業であれば従業員が3名以上であれば50名以下の場合も3名までの実習生招聘が可能です。

受入企業の常勤従業員数	受入可能人数
1名	1名
2名	2名
30名以下	3名まで
31名～40名	4名まで
41名～50名	5名まで
51名～100名	6名まで
101名～200名	10名まで
201名～300名	15名まで
301名以上	常勤従業員の1/20

【従業員30名以下の企業様による受入例】 3年間継続して受入を行うと、最大9名までの在籍が可能となります



実習実施機関に係る要件

- ① 技能実習指導員及び生活指導員を配置していること。
- ② 技能実習日誌を毎日作成し、備え付け、技能実習終了後も1年以上保存すること。
- ③ 技能実習生に対する報酬が、日本人が従事する場合と同額以上であること。
- ④ 技能実習生用の宿舍確保、労災保険等の保障措置を講じていること。
- ⑤ 技能実習生の傷害、疾病等に備え、保険に加入すること。
- ⑥ 安全衛生上必要な措置を講ずること。
- ⑦ 労働時間は労働基準法に基づき、1日8時間以内、週40時間以内の原則が適用され、これを超えて実習生に時間外、又は休日労働させるには、法律の規定に従って労使協定を締結する等、一定の手続きが必要であり、時間外割増賃金を支払うこと。
- ⑧ 過去3年間に「入管法」に係る不正行為がないこと。

技能実習生に係る要件

- ① 習得しようとする技能等が単純作業でないこと。
- ② 18才以上で、帰国後に日本で習得した技能等を活かせる業務に就く予定があること。
- ③ 母国で習得することが困難である技能等を習得するものであること。
- ④ 本国の国・地方公共団体からの推薦を受けていること。
- ⑤ 日本で受ける技能実習と同等の業務に従事した経験等を有すること。
- ⑥ 技能実習生(その家族等を含む)が、送り出し機関、管理団体、技能実習実施機関から保証金などを徴収されないこと。また労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。